

第一項又は第二項の規定により印紙税に相当する金額を表示して納付印を押す方法について必要な事項は、財務省令で定める。
(書式表示による申告及び納付の特例)

6 第一項第一号の課税文書につき同項の承認を受けている者は、当該承認に係る課税文書につき同項の適用を受ける必要がなくなったときは、政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額（次項において「納付すべき税額」という。）

三 その他参考となるべき事項

前項の規定による申告書を提出した者は、当

2 ときは、政令で定めるところにより、第十一條第一項又は第十二條第一項の承認の申請者に対し、金額及び期間を指定して、印紙税につき担保の提供を命ずることができる。

国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要

ち、その様式又は形式が同一であり、かつ、その作成の事実が後日においても明らかにされるもので次の各号の一に該当するものを作成しようとする場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙のはり付けに代えて、金銭をもつて当該課税文書に係る印紙税を納付することができる。

第十二条 別表第一第一十八号及び第十九号の課税文書のうち政令で定める通帳（以下この条において「預貯金通帳等」という。）の作成者は、政令で定めるところにより、当該預貯金通帳等を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙の貼付けに代えて金銭をもつて、当該承認の日以後の各課税期間

該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

第一項の承認を受けている者は、当該承認に係る預貯金通帳等につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

があると認めるときは、前項の金額又は期間を
変更することができる。
(納付印等の製造等の禁止)
第十六条 何人も、印紙納付計器、納付印（指
定計器以外の計器その他の器具に取り付けられ
たものを含む。以下同じ。）又は納付印の印影
に紛らわしい外観を有する印影を生ずべき印
(以下「内寸印等」と総称する。)を製作し、反

3 2 一 每月継続して作成されこととされて いる
二 特定の日に多量に作成されこととされ るもの
　　前項の承認の申請者が第十五条の規定により
　　命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙
　　税の保全上不適当と認められる場合には、税務
　　署長は、その承認を与えないことができる。
　　第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る

（四月一日から翌年三月三十一日までの期間を）
いう。（以下この条において同じ。）内に作成する
る当該預貯金通帳等に係る印紙税を納付する
とができる。

3 前項の承認の申請者が第十五条の規定により
命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙
税の保全上不適当と認められる場合には、税務
署長は、その承認を与えないことができる。

第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る

第十三条 (過誤納の確認等)
印紙税による過誤納金 (第十条第四項
の規定により納付した印紙税で印紙税納付計器
の設置の廃止その他の事由により納付の必要が
なくなつたものを含む。以下この条において同じ。)
の還付を受けようとする者は、政令で定
めるところにより、その過誤納の事実につき納
税地の所轄税務署長の確認を受けなければなら
ない。ただし、第十一條及び第十二条の規定に

（印紙税納付計算器販売業等の申告等）
第十七条 印紙税納付計算器の販売業又は納付印の
売し、又は所持してはならない。ただし、納付印の
印等の製造、販売又は所持をしようとする者が
が、政令で定めるところにより、当該製造、販
売若しくは所持をしようとする場所の所在地の
所轄稅務署長の承認を受けた場合又は第十条第一
項の承認を受けて印紙税納付計算器を所持する
場合は、この限りでない。

課税文書の作成の時までに、当該課税文書に財務省令で定める書式による表示をしなければならない。

第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文書に該当する場合には毎月分（当該課税文書を作成しなかつた月分を除く。）をその翌月末日までに、当該課税文書が同項第二号に掲げる課税文書に該当する場合には同号に規定する日の属する月の翌月末日までに、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

その月中（第一項第二号に掲げる課税文書

預貯金通帳等に、課税期間において最初の付込みをする時までに、財務省令で定める書式による表示をしなければならない。ただし、既に当該表示をしている預貯金通帳等については、この限りでない。

第一項の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が課税期間内に作成する当該預貯金通帳等は、当該課税期間の開始の時に作成するものとみなし、当該課税期間内に作成する当該預貯金通帳等の数量は、当該課税期間の開始の時における当該預貯金通帳等の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る口座の数として政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。

2 よる申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項若しくは第十九条第三項（期限後申告・修正申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書又は同法第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正若しくは決定を含む。）に係る印紙税として納付され、又は第二十条に規定する過怠税として徴収された過誤納金については、この限りでない。

第九条第二項又是第十条第四項の規定により印紙税を納付すべき者が、第九条第一項又は第十二条第一項の税率署長に対し、政令で定めるところにより、印紙税に係る過誤納金（前項の確認を受けたもの及び司領ただし書に規定する過

製造業若しくは販売業をしようとする者は、その販売場又は製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場（その者が販売場を設けない場合には、その住所とし、住所がない場合には、その居所とする。）又は製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者が当該販売業又は製造業の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

第十条第一項の承認を受けて同項の印紙税納付計器を設置した者が当該設置を廃止した場合に於て、改めて立てるところにより、その旨を同

にあつては、同号に規定する日)に作成した
当該課税文書の号別及び種類並びに当該種類
ごとの数量及び当該数量を税率区分の異なる
ごとに合計した数量(次号において「課税票

5 第一項の承認を受けた者は、政令で定めると
ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書
を、異況期間ごとに、当該異況期間の開始の日
す。

誤納金を除く。)の過誤納の事実の確認とその納付すべき印紙税への充当とをあわせて請求したときは、当該税務署長は、その充当をするこ

(記帳義務) 政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出て同条第六項の封の解除その他必要な措置を受けなければならない。

（二）課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額（次項において「納付すべき税額」という。）

記算和計算の目的から
から記算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

3
とができる。
第一項の確認又は前項の充当を受ける過誤納金については、当該確認又は充当の時に過誤納金があつたものとみなして、国税通則法第五十六條から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定を適用する。

第十八条 第十一条第一項又は第十二条第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

るにより計算した当該預貯金通帳等に係る口座の数に相当する当該預貯金通帳等の数量及び該数量を当該号別に合計した数量(次号において「課税標準数量」という。)

第四章 雜則

業者若しくは販売業者は、政令で定めるところにより、指定計器又は納付印等の受入れ、貯蔵又は払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

項を削る改正規定、同法第百条第三項、第二条第三項、第一百一十条第四項及び第九項並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二項、第三項及び第五项、第三十一条第二項から第五项まで、第三十三条並びに第四十五条第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定（同表の備考四の改正規定を除く）、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第二十五条の規定 公布の日
附 則（昭和五四年一二月二八日法律第六七六号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(一般的経過措置)
第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年五月一日（以下「指定日」という。）以後に作成される文書について適用し、指定日前に作成される文書に係る印紙税については、なお從前の例による。

(税印による納付の特例に関する経過措置)
第三条 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九条第一項の請求に基づき税印が押されている文書のうち指定日以後に作成されるものに係る新法第七条の規定により算出した場合における印紙税額と旧法第七条の規定により算出した場合における印紙税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

前項の場合において、旧法の規定には、前条の規定により從前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

(過怠税の徴収に関する経過措置)
第四条 指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税の徴収については、指定日以後においては、新法第二十条の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

2 指定日以後、新法第二十条の規定により、指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「旧過怠税」という。）及び指定日以後に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「新過怠税」という。）を同時に徴収する場合（旧過怠税及び新過怠税で同条第五項の規定により同条第四項の規定の適用がないものとされるもののみを同時に徴収する場合を除く。）における同項に規定する過怠税の合計額については、同項の規定に従わらず、次に定めるところによる。

1 当該過怠税の合計額に新過怠税（新法第二十条第二項の規定の適用を受けたものを除く。）の額が含まれている場合において、当該過怠税の合計額が千円に満たないときは、これを千円とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月九日法律第七三号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第十二条から第十四条まで及び第十六条から第三十二条までの規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和五六年六月一〇日法律第十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月一一日法律第十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月一日法律第三八号) 抄

(施行期日)

二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から第一百九十四条までの改正規定、第四章の二を第五章とする改正規定、第一百九十八条、第一百九十九条及び第二百一条の改正規定並びに附則第二条の十三第一項の改正規定（第四章の二）を「第五章」に改める部分に限る。）並びに附則第四条及び第七条から第十二条までの規定並びに附則第四条及び第七条から第十二条までの規定昭和五十七年十二月三十一日までの間ににおいて政令で定める日

附 則（昭和五七年六月二二日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五八年五月一七日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年八月七日法律第六四号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の日本育英会法（以下「新法」という。）第二十二条及び附則第六条第三項の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

	附 則 (平成元年六月二八日法律第五二 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成元年六月二八日法律第五七 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成元年一二月二二日法律第八 号) 抄	(施行期日等)	
第一条	この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	
一及び二 略		
三 第一条中国民年金法第八十七条の改正規定、第二条中厚生年金保険法目次の改正規定、同法第百五十五条及び第一百二十条の改正規定、同法第百三十九条の改正規定、同法第百三十二条及び第一百三十条の改正規定、同法第百三十条の二を第一百三十条の三とし、第一百三十条の次に一條を加える改正規定、同法第九章第一節第五款中第百三十六条の次に二条を加える改正規定、同法第百四十九条の改正規定、同法第百三十条の改正規定、同法第百三十三条及び第一百三十六条の改正規定、同法第百三十七条の改正規定、同法第百三十八条の改正規定、同法第百三十九条の次に一条を加える改正規定、同法第百三十四条の改正規定、同法第百三十五条及び第一百三十六条の改正規定、同法第百三十七条の改正規定、同法第十章中第百三十七条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第百三十八条の改正規定、同法第百三十九条の次に一条を加える改正規定、同法第百四十条から第百四十二条までの改正規定、同法第十章第三節中同条の次に一条を加える改正規定、「第五節罰則」を「第四節罰則」に改める改正規定、同法第百四十三条及び第一百四十五条から第百四十八条までの改正規定並びに同法附則第五条、第六条及び第八条の改正規定並びに第四条の改正規定、同法第百五十五条の次に款名を付する改正規定並びに同法第百五十九条の二を第一百五十九条の三とし、第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十四条の改正規定、同法第百六十五条の次に款名を付する改正規定並びに同法第百七十五条及び第一百七十六条の改正規定並びに第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十六条の改正規定並びに附则第五条の規定、附则第十七条中法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条の改正規定、附则第十八条中印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第三文書名の欄の改正規定及び附则第二十一条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附则第九条の改正規定、平成二年四月一日		

第 一 条	附 則 (平成二年六月二九日法律第六 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、平成三年四月一日から施行する。	
附 則 (平成三年四月二日法律第二 七 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成三年四月二六日法律第四 六 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成四年五月六日法律第三 九 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、平成四年十月一日から施行する。	
附 則 (平成四年六月二六日法律第八 七 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、平成四年十月一日から施行する。	
附 則 (平成四年五月六日法律第三 九 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成五年三月三一日法律第一 八 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成五年五月一二日法律第四 四 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成五年五月二六日法律第五 三 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成六年三月三一日法律第二 七 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	

附 則 (平成二年三月三〇日法律第六 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三年五月二四日法律第八 二 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行の日が次の各号に定める日前となる場合には、当該各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 略	
二 第五条第五項(第二号に係る部分に限る)、第七条(第五条第五項第二号に掲げる認定に係る部分に限る)及び第九条から第十四条まで並びに次条から附則第六条までの規定	

附 則 (平成四年三月三一日法律第二 七 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成六年三月三一日法律第二 七 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成六年三月三一日法律第二 七 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二千零四年四月一日から施行する。

該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略
六 次に掲げる規定 日本年金機構法（平成十

九年法律第百九号) の施行の日
イからニまで 略

本第七条中印紙税法別表第一の改正規定
(罰則に関する経過措置)

第一百十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条ころい

規定における当該規定によるものにおいて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりよう前条の規定によるものとみなす場合

規定によりなお前例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、行為に対する罰則の適用について、もとより

る。罰則の適用については、なお従前の例によ

(二)の法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律によ

る改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）

その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百二十九条 この附則に規定するもの以外が、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

定めること
附 則 (平成二一年三月三一日法律第一)

(施行期日) ○号 抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第

三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えて

ない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年七月一五日法律第八〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行規則
(調整規定)

第六条 この法律の施行の日から独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

附 則 (平成二一年七月一五日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。
(調整規定)

第六条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

正規定項の改号		第十八条	第十七条	第十八条	正規定項の改号	第十五条
号を「同項第十三号」	号に	号及び「同項第十号」	第十四号	第二項第十三号	第十五条第一項第十一号及び第十二号	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第十条の規定による貸付けを行うこと。
号を「同項第十四号」	号に	号及び「同項第十号」	第十五号	第二項第十四号	第十五条第一項第十二号及び第十三号	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第十条の規定による貸付けを行うこと。
号を「同項第十五号」	号に	号及び「同項第十号」	第十六号	第二項第十五号	第十五条第一項第十三号及び第十四号	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第十条の規定による貸付けを行うこと。

規の改正		前項の場合において、整備法第十九条の印紙税別表第三の改正規定中、「第十二号並びに第十三号」とあるのは「並びに第十二号から第十四号まで」と、「第十一号並びに第十二号」とあるのは「並びに第十一号から第十二号まで」とあるのは「並びに第十一号から第十三号まで」とし、整備法第百十条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。															
正規定	正規定	第一項の改正規定	第二項の改正規定	第三項の改正規定	第四項の改正規定	第五項の改正規定	第六項の改正規定	第七項の改正規定	第八項の改正規定	第九項の改正規定	第十項の改正規定	第十一項の改正規定	第十二項の改正規定	第十三項の改正規定	第十四項の改正規定	第十五項の改正規定	第十六項の改正規定
三号	同項第十四号を「同項第十号」	項第十一号「第十五条第一項」	第十五条第一項「第十四条」	第十四条「第十五条第一項」	第十五条第一項「第十三号」	第十三号「第十四条」	第十四号「第十五条第一項」	第十五条第一項「第十二号」	第十二号「第十三条」	第十三号「第十四号」	第十四号「第十五条第一項」	第十五条第一項「第十一号」	第十一号「第十二号」	第十二号「第十三号」	第十三号「第十四号」	第十四号「第十五号」	第十五号「第十六号」
号	同項第十四号を「同項第十五号」	項第十二号「第十五条第一項」	第十五条第一項「第十四号」	第十四号「第十五条第一項」	第十五条第一項「第十三号」	第十三号「第十四号」	第十四号「第十五条第一項」	第十五条第一項「第十二号」	第十二号「第十三号」	第十三号「第十四号」	第十四号「第十五条第一項」	第十五条第一項「第十一号」	第十一号「第十二号」	第十二号「第十三号」	第十三号「第十四号」	第十四号「第十五号」	第十五号「第十六号」

第十八条 第一項の改 正規定	第十五条第一項 「第十三号」を 同項第十四号 「同項第十号」 を「同項第十一号」 並びに第十五 条第一項第八 号、第十号及び 第十二号	第十四条号 「並びに第十五 条第一項第八号 「第十二号」を 第十一号	第十四号 「並びに第十五 条第一項第八号 「第十二号」を 第十一号
第二十二条 第一項の改 正規定	第二十二条 第一項の改 正規定	第二十二条 第一項の改 正規定	第二十二条 第一項の改 正規定
附則 第十 四条の表	附則第十 四条の表	附則第十 四条の表	附則第十 四条の表
第二十二条 第一条の項 の規定	第二十二条 第一条の項 の規定	第二十二条 第一条の項 の規定	第二十二条 第一条の項 の規定

十号の規定は、施行日以後に作成される同号に掲げる保険証券に係る印紙税について適用し、施行日前に作成される同条の規定による改正前の印紙税法（次項において「旧印紙税法」という。）別表第一第十号に掲げる保険証券に係る印紙税については、なお従前の例による。

施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に作成される新印紙税法別表第一第十号に掲げる保険証券であつて施行日の前日に作成されたとしたならば旧印紙税法別表第一第十号に掲げる保険証券に該当しないこととなるものについては、新印紙税法別表第一第十号の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十六条 この法律（附則第一条各号に掲げた規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二二年一二月一〇日法律第七一号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第一項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第

五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百四十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年四月二七日法律第二六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(罰則の適用に関する経過措置)

第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年五月二日法律第四〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日前である場合に、附則第十五条の規定は、総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の公布の日から施行する。
(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合は、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見

第十五項の改正規定	第十五項	第十六号を第十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号	第一項の改正規定	第十五条の改正規定
第十七条	第十三号	十三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第百三十条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。	七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号	七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号を第十一号
第二項の改正規定	第十五条第一項	十四号及び第十五号第一項第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行ふこと。	八号とし、第十四号及び第十五号	八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号
第十九条	第十四号	十五号及び第十五号第一項第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行ふこと。	九号とし、第十四号及び第十五号	九号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号

附則第十 四条の表	第二十二 条第一項 の項の改 正規定	「第十五号」 を
前項の場合において、前条の規定は、適用し ない。	「第十六号」 を	

附則（平成二三年六月三〇日法律第八二号）抄

第一百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規

定によりなりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置

年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）

その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)

保証に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

（施行期日）**五号**抄
附則（平成二四年三月三一日法律第二

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十二条、第二十六条、第二十七条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第六条、第八条から第十三条まで、第十七条、

第二十四条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において

(政令への委任)
政令で定める日

置は、政令で定める。
附 則 (平成二四年六月二七日法律第三
五号) 抄

第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。
附 則（平成二四年六月二七日法律第四
四号）抄

(施行期日)
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第五

(施行期日) 抄 (平成二十五年三月三〇日法律第五

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

(平成二十五年三月三〇日法律第五

(施行期日) 抄 (平成二十五年三月三〇日法律第五

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成二十六年四月一日
イ 第五条及び附則第十六条の規定
(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第五条の規定による改正後の印紙税法

別表第一第十七号の規定は、平成二十六年四月一日以後に作成される同号に掲げる金額又は有価証券の受取書に係る印紙税について適用し、同日前に作成される同条の規定による改正前の印紙税別表第一第十七号に掲げる金額又は有価証券の受取書に係る印紙税については、なお従前例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第一百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範

じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 紦与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準(所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう)及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、基準(所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう)及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

五 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

六 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

七 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

八 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

九 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

十 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

十一 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

十二 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

十三 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

十四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

十五 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

十六 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

十七 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

十八 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

十九 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

二十 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

一号イ若しくはハ又は第二号に掲げる事業、附則第五十条第二項に規定する存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金並びに附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の六第二項に規定する給付に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない。

二 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定(公布の日)とされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の六第二項に規定する給付に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない。

三 附則第十七条(附則第七十六条第二項に規定する給付及び附則第七十八条第二項第一号又は第三号に掲げる事業に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない)。

四 附則(附則に関する経過措置)

五 附則(百五十二条)この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

六 附則(百五十三条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

七 附則(百五十四条)この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

八 附則(百五十五条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

九 附則(百五十六条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十 附則(百五十七条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十一 附則(百五十八条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十二 附則(百五十九条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十三 附則(百六十条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十四 附則(百六十一条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十五 附則(百六十二条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十六 附則(百六十三条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十七 附則(百六十四条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十八 附則(百六十五条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十九 附則(百六十六条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

二十 附則(百六十七条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

二十一 附則(百六十八条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

二十二 附則(百六十九条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

二十三 附則(百七十条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

二十四 附則(百七一条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

二十五 附則(百七二条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

二十六 附則(百七三条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

二十七 附則(百七四条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

二十八 附則(百七五条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

二十九 附則(百七六条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

三十 附則(百七七条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

三十一 附則(百七八条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

三十二 附則(百七九条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

三十三 附則(百七十条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

三十四 附則(百七一条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

三十五 附則(百七二条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

三十六 附則(百七三条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

三十七 附則(百七四条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

三十八 附則(百七五条)この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。)は、政令で定める。

附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七号及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「固有条第十四項」を「同条第十一項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日
(罰則の適用に関する経過措置)
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二十七年七月一五日法律第五七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二七年七月一七日法律第五九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第一百九十五条及び第一百五十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)
第七十二条 存続中央会は、印紙税法の規定の適用について、同法別表第二に掲げる者とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第一百四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおおそれの効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、同法別表第二に掲げる者とみなす。
(政令への委任)
第一百五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
附 則 (平成二七年九月一八日法律第七百五十九号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年四月二二日法律第三二二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二八年四月二七日法律第三二三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二八年六月三日法律第五八二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成二八年一一月一六日法律第七百六二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二八日法律第二十九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第一百三十二条、第一百六十二条、第八十一条、第八十条(第八十一条(第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、第一百十二条(第十二号に係る部分に限る。)、第一百四十四条及び第一百五十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の改正規定に限る。)、第二十条から第二十三条まで及び第六条の規定は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年四月二一日法律第二十九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三附則) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四十七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三一日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十一まで 略

十二 次に掲げる規定 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第一号に掲げる規定の施行の日

イ から今まで 略

ニ 第十条中印紙税法別表第二の改正規定

十三 次に掲げる規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十号）の施行の日

イ から今まで 略

ニ 第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄

イ 第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄

イ の改正規定（第四十一条第一項）を「第

五十四条第一項」に改める部分に限る。）

十四 次に掲げる規定 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日

イ 第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄

イ の改正規定（第十七号並びに第十八号）を「第十八条号並びに第十九号（業務の範囲）に掲げる業務」を「の業務」に改める部分に限る。）

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 第十条の規定による改正前の印紙税法第十二条第一項の規定により施行日から平成三十一年三月三十一日までの期間内に作成する同項に規定する預貯金通帳等について同項の承認を受けた場合には、当該承認は、第十条の規定による改正後の印紙税法第十二条第一項の規定により同項に規定する各課税期間内に作成する同項に規定する預貯金通帳等について受けた承認とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げて同様）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるる。

（政令への委任）

第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成三十一年五月二五日法律第二十九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二から六まで 略

三十八 施行日前に課した、又は課すべきである。印紙税については、なお従前の例によ

る。（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

二 旧運送取扱契約、旧物品運送契約又は旧寄託契約に基づき施行日以後に作成する貨物引換証、預証券及び質入証券並びに船荷証券の贈本に係る印紙税については、なお従前の例によ

る。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

（附 則）（平成三十一年三月二九日法律第六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二から六まで 略

三十八 施行日前に課した、又は課すべきである。印紙税については、なお従前の例によ

る。（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

二 旧運送取扱契約、旧物品運送契約又は旧寄託契約に基づき施行日以後に作成する貨物引換

証、預証券及び質入証券並びに船荷証券の贈本に係る印紙税については、なお従前の例によ

る。

（罰則に関する経過措置）

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則）（平成三十一年三月二九日法律第六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二から六まで 略

三十八 施行日前に課した、又は課すべきである。印紙税については、なお従前の例によ

る。（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

二 旧運送取扱契約、旧物品運送契約又は旧寄託

契約に基づき施行日以後に作成する貨物引換

証、預証券及び質入証券並びに船荷証券の贈本に係る印紙税については、なお従前の例によ

る。

（罰則に関する経過措置）

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則）（平成三十一年三月二九日法律第六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二から六まで 略

三十八 施行日前に課した、又は課すべきである。印紙税については、なお従前の例によ

る。（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

二 旧運送取扱契約、旧物品運送契約又は旧寄託

契約に基づき施行日以後に作成する貨物引換

証、預証券及び質入証券並びに船荷証券の贈本に係る印紙税については、なお従前の例によ

る。

（罰則に関する経過措置）

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則）（平成三十一年三月二九日法律第六号）抄

号附則（令和三年六月一六日法律第七〇抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第八条中独立行政法人中小企業基盤整備機
構去第一五長第二項の文三見三、同六第二百

三 第八条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定 同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第十六条の改正規定 同法第七十七条第一項第八号の改正規定 同法第十八条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の改正規定並びに同法附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項及び第十八条第一項第三号の項の改正規定並びに附則第二十二条の規定（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第三の文書名の欄の改正規定（第十七号並びに第十八号）を「第十六号並びに第十七号」に改める部分を除く。）に限る。）公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄（令和五年三月三一日法律第三百五十九条の規定）公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 第七条の規定による改正後の印紙税法別表第三の規定は、施行日以後に独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第二項第三号に掲げる義務に関する文書について適用し、施行日前に独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成した当該業務に関する文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

規定にあっては、当該規定以下この条における用語の意味は、(附則第1項第1号)の施行前にした行為及びこの附則で同じ。の施行前にした行為及びこの附則

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(政令への委任) る。

<p>（政令への委任）</p> <p>第七十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 （令和五年五月一九日法律第三百八十九号）抄</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この法律は、令和六年四月一日から施する。</p>
<p>附 則 （令和五年六月七日法律第四百三十九号）抄</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機関法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する（政令への委任）。</p>
<p>第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める（政令への委任）。</p>
<p>附 則 （令和五年六月一四日法律第五百三十九号）抄</p>
<p>この法律は、公布の日から起算して五年を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 第三十二章の規定及び三百八十八条の規定</p>
<p>二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第一一十九条の改正規定</p>
<p>（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を除く。）同法第九十一条第一項第一号の改正規定、同法第一百四十一一条第一項第三項の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定、第十七条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及</p>

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第一項の改正規定 第四十五条の規定
(民法第九十八条第一項及び第一百五十二条第四

項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規

定 第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律
第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八
二五条に記録するの暴力の方と支拂被害者の

の印紙税法別表第三國立研究開発法人情報通信
研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第

十四条第一項第一号から第八号まで（業務の範囲）の業務及び特定通信・放送開発事業実施円

滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務に関する文書の項の上欄に掲げ

る文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

による。

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月二十四日法律第三八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二章第一節(試掘に係る部分に限る。)、同章第二節(試掘及び試掘権に係る部分に限る。)、同章第三節第三款、第六十五条(試掘に係る部分に限る。)、同章第四節(試掘に係る部分に限る。)、第五章及び第六章(試掘に係る部分に限る。)、第一百三十一条(第一号(第四条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第一百二十条第一項に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第一百三十二条(第二項(試掘者に係る部分に限る。)、第一百三十三条(前号に掲げる規定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第一百三十七条第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条

及び第十九条から第二十一条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 (政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む) は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一二日 法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則 (その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この法律の公布の日して五年を経過する日 (令和十二年三月三十日) に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定 (この法律の公布の日 (その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む) は、政令で定める。

別表第一 課税物件表 第二条一第五条、第七条、第十二条関係

課税物件表の適用に関する通則

1 この表における文書の所属の決定は、この表の各号による。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、2及び3に定めるところによる。

2 この文書でこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項又はこの表の一若しくは二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項とその他の事項とが併記され、又は混合して記載されているものその他の文書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項に該当するものは、当該各号に掲げる文書に該当する文書とする。

3 2の規定によりこの表の各号のうち二以上の号に掲げる文書に該当することとなる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。
イ 第一号又は第二号に掲げる文書と第三号から第十七号までに掲げる文書とに該当する

文書との所屬を決定する。

イ 第一号又は第二号に掲げる文書と第三号から第十七号までに掲げる文書とに該当する

文書は、第一号又は第二号に掲げる文書とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書とのうちのものと第七号に掲げる文書とに該当する文書は、同号に掲げる文書とし、第一号又は第二号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書のうち、当該文書に売上代金 (同号の定義の欄1に規定する売上代金をいう。以下この通則において同じ。) に係る受取金額 (百万円を超えるものに限る。) の記載があるもので、当該受取金額が当該文書に記載された契約金額 (当該金額が二以上ある場合には、その合計額) を超えるもの又は契約金額の記載のないものは、同号に掲げる文書とする。

口 第一号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書は、第一号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に契約金額の記載があり、かつ、当該契約金額を第一号及び第二号に掲げる文書のそれぞれにより証されるべき事項ごとに区分することができる場合において、第一号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額 (当該金額が二以上ある場合には、その合計額。以下この口において同じ。) が第二号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額に満たないときは、同号に掲げる文書とする。

ハ 第三号から第十七号までに掲げる文書は、当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に売上代金に係る受取金額 (百万円を超えるものに限る。) の記載があるときは、第十七号に掲げる文書とする。

二 本に規定する場合を除くほか、第十八号から第二十号までに掲げる文書と第一号から第十七号までに掲げる文書とに該当する文書は、第十八号から第二十号までに掲げる文書とする。

本 第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項に該当するものは、当該各号に掲げる文書に該当する文書とする。

文書と

る文書は、第一号又は第二号に掲げる文書とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書で契約金額の記載のないものと第七号に掲げる文書とに該当する文書は、同号に掲げる文書とし、第一号又は第二号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書のうち、当該文書に売上代金 (同号の定義の欄1に規定する売上代金をいう。以下この通則において同じ。) に係る受取金額 (百万円を超えるものに限る。) の記載があるもので、当該受取金額が当該文書に記載された契約金額 (当該金額が二以上ある場合には、その合計額) を超えるもの又は契約金額の記載のないものは、同号に掲げる文書とする。

口 第一号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書は、第一号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に契約金額の記載があり、かつ、当該契約金額を第一号及び第二号に掲げる文書のそれぞれにより証されるべき事項ごとに区分することができる場合において、第一号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額 (当該金額が二以上ある場合には、その合計額。以下この口において同じ。) が第二号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額に満たないときは、同号に掲げる文書とする。

ハ 第三号から第十七号までに掲げる文書は、当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に売上代金に係る受取金額 (百万円を超えるものに限る。) の記載があるときは、第十七号に掲げる文書とする。

二 本に規定する場合を除くほか、第十八号から第二十号までに掲げる文書と第一号から第十七号までに掲げる文書とに該当する文書は、第十八号から第二十号までに掲げる文書とする。

本 第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項に該当するものは、当該各号に掲げる文書に該当する文書とする。

文書と

る文書は、第一号又は第二号に掲げる文書に該当する文書とする。

ハ 当該文書が第十七号に掲げる文書 (3の規定により同号に掲げる文書となるものを含む。) のうち同号の物件名の欄1に掲げる受取書である場合には、税率の適用に関する規定により同号に掲げる文書となるものとその他の文書との記載金額等の計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

口 第一号又は第二号に掲げる文書に該当する文書は、第一号又は第二号に掲げる文書に該当する文書とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書のうちのものと第七号に掲げる文書とに該当する文書とのうちのものは、それぞれ、第一号、第二号又は第十七号に掲げる文書とする。

ハ 当該文書に記載された契約金額が百万円を超えるものは、それぞれ、第一号、第二号又は第十七号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された売上代金に係る受取金額が百万円を超えるものは、それぞれ、第一号、第二号又は第十七号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書との記載金額とその他の金額に区分することができるときは、売上代金に係る金額を当該受取書の記載金額とする。

(一) 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができないときは、当該記載金額 (当該金額のうちに売上代金に係る金額以外の金額 (以下この4において「契約金額」という。)) を基礎として定められている場合における当該金額の計算については、次に定めるところによる。

イ 当該文書に二以上の記載金額があり、かつ、これらの金額が同一の号に該当する文書により証されるべき事項に係るものである場合には、これらの金額の合計額を当該文書の記載金額とする。

ロ 当該文書が2の規定によりこの表の二以上の号に該当する文書である場合には、次に定めるところによる。

イ 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が3の規定によりこの表のいづれの号に掲げる文書に所属することとなるのに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

ロ 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が3の規定によりこの表のいづれの号に掲げる文書に所属することとなるのに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

ハ 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができないときは、当該金額 (当該金額のうちの契約金額等と変更後の契約金額等の差額に相当する金額をいう。以下同じ。) が記載されている場合 (変更前の契約金額等と変更後の契約金額等の変更の事実を証すべき文書により変更金額額として明瞭にされており変更金額額と変更前の契約金額等と変更後の契約金額等の差額に相当する金額を除く。) を当該受取書の記載金額とする。

二 契約金額等の変更の事実を証すべき文書について、当該文書に係る契約についての変更前の契約金額等の記載のある文書が作成されていることが明らかであり、かつ、そのそれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が2の規定によりこの表の二以上の号に該当する文書である場合には、次に定めるところによる。

イ 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が3の規定によりこの表のいづれの号に掲げる文書に所属することとなるのに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

ロ 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができないときは、当該金額 (当該金額のうちの契約金額等と変更後の契約金額等の差額に相当する金額をいう。以下同じ。) が記載されている場合 (変更前の契約金額等と変更後の契約金額等の変更の事実を証すべき文書により変更金額額として明瞭にされており変更金額額と変更前の契約金額等と変更後の契約金額等の差額に相当する金額を除く。) を当該受取書の記載金額とする。

ハ 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができないときは、当該文書が3の規定によりこの表のいづれの号に掲げる文書に所属することとなるのに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

二 本に規定する場合を除くほか、第十八号から第二十号までに掲げる文書と第一号から第十七号までに掲げる文書とに該当する文書は、第十八号から第二十号までに掲げる文書とする。

6 1から5までに規定するもののほか、この表の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5

1

(三)

発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該契約についての契約金額が明らかであるときは、当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該明らかな契約金額又は当該計算により算出した契約金額を当該第一号又は第二号に掲げる文書の記載金額とする。

(一) 第十七号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る有価証券の受取書に当該有価証券の発行者の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があること、又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る金銭若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載がある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該売上代金に係る受取金額が明らかであるときは、当該明らかな受取金額を当該受取書の記載金額とする。

○ 合書契（よう） 傳（つたう） 約（よく） 船（ふな） 約（よく）

二	
書契すに請 約る関負	
とをとこ供の定者らそ映球は1 する含すとを役めでに画の、 る。むるを約務る政類他の選職請 も契内すのも令すこ俳手業負 の約容る提のでれ優、野に	
え円五千の下万え円三円の下万え円二円 の円二を百二も以百る率げ次つ一に約げ次契の約1 千を百円 の円五を百 の円三を百 四も以百超万百の下万 とるにき通応区金るに書約あ記金 万超万 二も以百超万 千も以百超万 百の下万え円 の円 す税掲 に、分額契掲 載額契 二つ一百き通に	

契の約二十のえ円五万 の円五を十円二も以十を五十も以五を一円 の円え円五円 の円五を千円 の円
 約な記金 万円 るを十円 四も以十超億 十の下億超億円 の下億超億 六も以一を千 二も以千超万 一も以
 書い載額契 六も超億 十の下億え円 万 の円え円 の円え円 万の下億超万 万の下万え円 万の下

三	
手為又手約 形替は形束	
え円五円の下万え円三百の下万え円二円 の円二を百二も以百る。率げ次つ一にの形げ次手以るに 1 千を百 の円五を百円 の円三を百 四も以百超万百の下万 とるにき通応区金るに形外手掲 万超万 千も以百超万 六も以百超万 百の下万え円 の円 す税掲、に、分額手掲 の形げ 2	二つ一 百き通 円に
賛本形 3 手のの形 2 の円が形 1 本又の 形な記金 手未十金 は複手 い載額手形満万額手	

五を三六も以三を二四も以二を一円 の円え円五万の下万え円三千の下万え円二円 の円二を千円 の円
 億超億円 の下億超億円 の下億超億 二も以一を千円 の円五を千円 の円三を千 四も以千超万 二も以
 円え円 の円え円 万の下億超万 一も以千超万 六も以千超万 千の下万え円 千の下

お用へ東号項条七 同定期示形為覽項条三号第年昭手覽イ二つ一るに 2 万 るを十円十も以十を五十も以
 いの手 第第十法め日開の替払 第十ニ法和形 払百き通手掲円 二も超億 五の下億超億円 の下
 てに準形約二一七第一の始呈手の一ニ四第十律七法形の一 に げ次 十のえ円 万 の円え円 の

項条法國及國ニる示額手に國ハぐのす取関金定政他行あ出形す取及振機るで他行又本ロ[。]をるめ[。]をる準
第第貿び為 手さが形よ通[。]一をる人を融め令当そる人へる人び出関金定政そは銀 除もをの含場用
六一六易外替外 れ表金り貨外 除もと受機るで該の銀で振手と受人を融め令の銀行日 くのす定む合す

外替外入物邦又輸貨邦ホも定政手さり法づ定れ表も通るにい等[。]おの(行すに制[。]二六法あ本住る規義号
国及国すをには出物か のめ令形れ決にるをる示つ貨本對[。]う銀い号下[。]る規限等[。]条第[。]邦者非定[。]
貿び為る輸貨本しをら本[。]るで[。]る濟よ方通勘さてを邦す[。]と行てにこ等銀定[。]の支の十同にの居すに定

が形よ通たりし払等る邦者を銀お外拠令国及るにへも定政手さが形よ通す振と支行あ本住すに[。]五一六易
表金り貨本出て人を銀にが當行い国しにのび手掲[。]のめ令形れ表金り貨本りし払等る邦者る規[。]項条法
示額手に邦し振と支行あ本む業てにて準法外形げホ[。]るで[。]る示額手に邦出て人を銀にが居定[。]号第第第

四	
券益の信発証受く若信目特信貸託資は券社く若証出株 託　　券 証受託行券益はし託的定付、信投又債はし券資、	
号第十律にび [。] (するは人証成同い相に項第第成陥互券1 百六 [。] 一関投資する地出の券すじう互規 [。] (二百七業会と に九年昭す資信位資社及る [。] 。会定定条五年法社は出 規十法和る法託文を者員び基の以社す義第号法 [。] 、資 定八律二法人及書証た又法金作下をる [。] 五 [。] 律平保相証	
計乗口数当金定政には一てにる載数又でい載額 [。] 面げ次 算じ数又該額め令つ一株はあものは株証のの面金るに してをは株にるでき口又、つのあ記口数券な記金額券掲	るで [。] る示額手に邦出て人をが銀し担も定政手さ も定政手さが形よ通す振と支自行て保のめ令形れ め令形れ表金り貨本りし払己等 [。] とをるで [。] る
十律五 [。] 法関出の融組 [。] へ資するのでた立よ法特そ本1 第年平 [。] す資優機織協証る作も定政法さり律別の銀 四四法成律るに先関金同券出成のめ令人れ設にの他行日	

五	
若約割収は書契合 し書契分吸又約併	
(四号律成会約1 合併第十社書 契第八七法と合 約八七十年(は併 の条百六法平、契	とを社及行りのには2をい。券を含む投資証 すする。む社相る人律、社も債互債のに特債の券会券發よ別券
四つ一 万円 き通 に	円 るを一円 の円え円五円 の円五を千 の円え円五円 の円五る。率げ次つ一にのた 二も超億 一も以一を千 二も以千超万円も以千を百 二も以百 とるにき通じ、分 万のえ円 万の下億超万 千の下万え円 の下万超万 百の下万 す税掲、に、

書計分新く
画割設は

新文画新に画(二第は割3う。含すの更割(当
設書を設規の設条七、計
分(証分定作分
割当す割す成割
計該る計)項十法と分
う。含すの更割(當
むる事又契該
も実は約吸
をのを補の收文約吸
いを証充變合文
いを証充變分書を收規の收十法と分
る事又契書証をる)會会一五險併規

七		六	
内月が期契当ちのもあ載の期(約ると基引的継 で以三間約該、うのるの記間約書契な本の取続		定款	
も令のと取的のの書の引書代約書と取1 のでうな引に間相で他約、理店とな引 を定ちるの生に手、の定銀店契はるの継 いめ、も基ず継方特契書行契書、契基統 う。政の本る統と定約そ取約、特約本的	るるのさと。会会1 も原されきの社社 の本るに設を(定 とに定作立含相 す限款成のむ互	も実は画 のを補の変 をいを証充 すの含すの事又	
四つ一 千円 き通 に	四つ一 万円 き通 に		

九		八	
証運複又証船証倉 券送合は券荷、荷	書金預 証貯	除のいの定すに更か くをもなめる関新、	
は運券2ののを類倉くのの記(第十法券1 、送又とを有似荷証一記載荷六四二(に 商証は船する。含すの証書部載事証百 法券複荷する。むる効券でを事項)の条 第に合証もも用と、欠項)			
二つ一 百円 き通 に	二つ一 百円 き通 に		
	の円が預さ、証預成関金定政そ用1 も未一入れ記書貯すの融め令の金 の満万額た載で金る作機るで他庫信		

六十	五十	四十
知込金配又収金配 書通振当は証領当	約る関け引債又譲債 書契すに受務は渡權	約る関託の証有又金 書契すに寄券価は錢
わいの金と振2いめを受はす権払配を称書配領1 ずか他振は込う。の証領配る利を當問のそ当收 、ん名込、通配証すの當証を受金わいの金証配 配を称票配知當書る事金書表けのずか他領とは、金 當問のそ当書金をた実の又彰る支、ん名收は、金		
二つ 一百 円 き 通 に	二つ 一百 円 き 通 に	二つ 一百 円 き 通 に
は証未三金た載1 文書満千額配さ 書又の円が當れ記	の満万額契、の契の約1 の円が約当う約あ記金 も未一金該ち書る載額契	約書 する 契

七十	
も外書受けにで取の証有又金2書受券価は錢るに代売1 の の以取る掲1書受券価は錢 取の証有又金係金上	
代以も令料対のでもれ券す)義第号律二引金付けるる務む。」利産と用若産書証錢金1 金下のでそ価の定のにそる一)第十法融對こをに(さしをと券又に 「を定の、譲めで準の有に項第二三(商含み)を価と提又と設係當せく譲はのは係売 と売く。除め他保渡る政ず他価規(二十年昭品含み)手よす役含す權資こ使し資取価金代 い上。る政險のも令るこ証定定條五法和取、	う。文に主機他の金口座に通じる旨勘定その預貯そ う。文に主機他の金口座に通じる旨勘定その預貯そ
円二円 の円二を百二も以百る率げ次つ一にの取げ次のあ記金で受証は金に上1 を百 四も以百超万百の下万 とるにき通応区金るに る載額受取券有錢係代 超万 百の下万え円 の円 す税掲 に、分額受掲 ものの取書の価又る金壳	

場をて^レ者いこた該^レう。〔^レを事口のはなによ記該ど金部全受書証錢れ代一受さ取るむ受次書証錢受う。〕も取にを券又け合受売にての者委^レう。〔^レを受務受有いさり載受うが部取及券又て金部取れ書。〕の書掲いのは取としにけ上代と「欄へ託」者いこのた委人証錢てら項書がる上は額當受有る含売額い記該とをげい受有る作取代わい委に以をがこのた委人証錢てら項書がる上は額當受有る含売額い記該とをげい受有る成る金つう託お下し当とて欄者託の券又いかにの当か代一の該取価金ま上のる載受す含る、取価金

の円え円五万の下万え円三千の下万え円二円 の円二を千円 の円え円五円の下万え円三百の下万えも以一を千円 の円五を千円 の円三を千 四も以千超万 二も以千を百 の円五を百円 の円三の下億超万 一も以千超万 六も以千超万 千の下万え円 千の下万超万 千も以百超万 六も以百

取しにるには若十号第八又価3取なにく業行対法をの者該書た追文掲前し四、十号は証書い関。をうし入し出が受記書げ号く号第二、第券有受し除當てにた資そ資

又代け代がハ
は金取わ委
一のるつ託受
部全売て者託
に部上受に者

。お除めで類ののへ預がの銀のはする
いくる政す他受の貯作金銀受
て。も令るこ取振金成融そ取
同ニのでもれ書込口す機の取
じにを定のにそ金座る閑他書券又

二つ一書の書るに2万 るを十円十も以十を五十も以五を三六も以三を二四も以二を一円
百き通 受以受掲 円二も超億 五の下億超億円の下億超億円の下億超億円の下億超億円の下億超億円
に 取外取げ 1 十のえ円 万 の円え円 の円え円 の円え円 の円え円 万

八十	
通険る成の会保生帳金る成の会無く若銀通すに行信帳金預帳 帳料保す作社険命、通掛す作社尽はし行、る閑為託、通貯	
も令通成約済人そ業帳済1 ので帳すににがの協との を定でる關係生他同は掛生 いめ、掛しる命の組、金命 う。る政金作契共法合農通共	のはす場らを当は金払代がニのはす場らが額相 受有る合受委す一のうわ委受有る合受 取価金にけ託る部全売つ託受 書証錢作取者金に部上て者託書証錢作取者託 券又成るか額相又代支に者券又成るか者金
二つ 百き冊 円 に	

定政そ金る規得税（第一第一得2通預成開金定政そ用1
め令の通預に預定）非二九税 帳貯すの融め令の金
るで他帳貯係貯すに所課号項条法所 金る作機るで他庫信

十二		九十
帳判 取	くを通げに前 除帳る掲号 通す作つを目す証んけを事べれ証よ書る掲号十は号十、二、一	帳金の共生又 通掛済命は
は第号と1 第十、は 十四、判 七号二、第 号又、一帳		
四つ 一千き冊 に		四つ 百き冊 に
		普通預 金通帳

土地改良区連合	土地改良事業	土地区画整理	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九十九号）
組合	日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十年法律第二百三十三号）	日本勤労者住宅協会法（昭和四十年法律第四十一号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十年法律第二百三十三号）	日本下水道事業団法（昭和四十年法律第四十一号）	日本下水道事業団法（昭和四十年法律第二百三十三号）
日本司法支援センター	日本司法支援法（平成十六年法律第七十四号）	日本司法支援法（平成十六年法律第七十四号）	日本司法支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九十号）	日本年金機構法（平成十九年法律第九十号）	日本年金機構法（平成十九年法律第九十号）
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
防災街区整備事業組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）	放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）	放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）
文書名	作成者	作成者	作成者
国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関する文書	日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者	日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者	日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第三条第一項第一号（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書	同法第二条	第三項（定義）に規定する中央会	第三項（定義）に規定する中央会
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）第十五条第一項第一号（中央会の事業の範囲の特例）から第四号まで、第五号口及び	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）第十五条第一項第一号（中央会の事業の範囲の特例）から第四号まで、第五号口及び		

五号) 第十七条第三号 (業務の範囲) の業務に関する文書	研究開発機構
六号) 第八十七条第一号及び第六号 (同条第一号の業務に係る業務に限る) (業務の範囲) の業務に関する文書	外国人技能実習機構
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)第五十四条第一項各号(業務の範囲)に掲げる業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本学生支援機構(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第一号(業務の範囲)に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号(定義)に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書	人日本学生支援機構、独立行政法
船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める資金の貸付けに関する文書のうち政令で定めるも	社会福祉法人その他当該資金の貸付けを受ける者
公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十二年法律第六十五号)に定める公衆衛生修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	当該修学資金の貸受けを受ける者
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二十九号)に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書	当該修学資金の貸受けを受ける者
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二十九号)に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書	社会保険診療報酬支払基金の組合員
第三項(退職金共済手帳の交付)の退職金共済手帳又は同法第六条第二項に規定する業務に係る金銭の受取書	保険会社又は同法第六条第二項に規定する組合
自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第二十三号)に定める自動車損害賠償責任保険に関する業務に係る保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済掛金の受取書	自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第二十三号)に定める自動車損害賠償責任保険に関する業務に係る保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済掛金の受取書
第七十条第一項(業務の範囲)に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項(掛金)に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る金銭の受取書	独立行政法
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)第一百一条第一項(業務)の貸付け並びに同項第四号及び第五号(福祉事業)の事業に関する文書	漁業共済組合
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第一百十二条第一項第二号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	地方公務員
国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第二百二十八条第一項(基金の業務)又は第二百三十七条の十五第五項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)	国民年金基金
金法(平成十三年法律第八十八号)第七十三条(企業年金に係る規定の準用)において準用する同法第三十三条第三項(支給要件)、第三十七条第三項(支給要件)及び第四十条(支給要件)に規定する給付に関する文書	国民年金基金連合
独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百一十七号)第九条第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法第三十三条第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書	独立行政法
第一項第二号(業務の特例)に規定する給付に関する文書	人農業者年金基金又は
協同組合定する農業	金の受取書

児童福祉法（昭和二十二年法律 第一百六十四号）第五十六条の五 の二（連合会の業務）の規定に による業務、高齢者の医療の確保 に関する法律第一百五十五条第一 項（国保連合会の業務）の規定 による業務、介護保険法第一百七 十六条第一項第一号及び第二号 並びに第二項第三号（連合会の 業務）に掲げる業務並びに障害 者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律（平 成十七年法律第一百二十三号）第 九十六条の二（連合会の業務） の規定による業務に関する文書	国 民 健 康 保 険 團 體 連 合
確定給付企業年金法（平 成十三年法律第五十号）第三十条第三 項（裁定）に規定する給付又は 同法第九十一条の十八第四項第 一号（連合会の業務）に掲げる 事業及び同法第九十一条の二十 四第二項（裁定）に規定する給 付に関する文書	企 業 年 金 基 金 又 は 企 業 年 金 連 合 会